

汚染土壌処理業許可証

秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字尾樽部60番地1
グリーンフィル小坂株式会社
代表取締役社長 島田 益

土壌汚染対策法第22条第1項の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許可の年月日	令和5年8月28日
許可の有効期限	令和10年8月27日
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	グリーンフィル小坂株式会社 最終処分場
汚染土壌処理施設の設置の場所	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字杉沢96番29
汚染土壌処理施設の種類	埋立処理施設（内陸埋立処理施設）
汚染土壌処理施設の処理能力	面積 91,400 m ² 、容量 2,700,000 m ³ (令和5年3月時点の残余容量 1,082,006 m ³)
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	○受け入れられる特定有害物質 第一種特定有害物質（四塩化炭素、1,2-ジクロロタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、クロロエチレン） 第二種特定有害物質（カリウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物） 第三種特定有害物質（シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル、有機りん化合物） ○受け入れられる特定有害物質の汚染状態 第二溶出量基準以下とする。
変更の内容	